

理念①

表現の自由とのバランスに配慮しつつ、**国民投票運動等の公正**の確保を図る

理念②

国民が憲法改正案に関する**正確な情報**に基づく**多様な意見**を踏まえて**賛否の判断**を行うことができる環境を整備

一 公正な国民投票運動等の実施

1 スポットCM・ネット広告規制

政党等（国民投票広報協議会が行う放送において意見広告の枠を有する政党等）によるスポットCM及びネット広告を禁止

- *資金力の多寡により国民投票運動等の公正さがゆがめられることを防止
- *表現の自由に対する過度な制約とならないよう、規制の対象を政党等に限定

2 運動資金規制

国民投票運動等に関する支出の金額が1,000万円を超える団体の運動資金について規制

- ①国民投票運動等に関する収支の「透明化」
 - *表現の自由に対する過度な制約とならないよう、間接的に国民投票運動等の公正を確保
- ②国民投票運動等に関する支出限度額（5億円）の設定
 - *資金の量的側面から国民投票運動等の公正を確保
- ③国民投票運動等に関する寄附の規制
 - *広く主権者国民の意思を問う国民投票の運動等が資金面で特定の者や外国人に依存することを防止

3 インターネット運動規制

インターネット等を利用した国民投票運動等に関し、その運動主体を明らかにする

- *表現の自由に対する過度な制約とならないよう、表示義務等により間接的に国民投票運動等を適正化

4 当日運動規制

投票日当日の国民投票運動を禁止

- *投票人が落ち着いて投票できるようにする

二 憲法改正案の広報の充実強化・投票環境の整備等

1 憲法改正案の広報の充実強化

国民投票公報、放送・新聞広告、説明会、ウェブサイト等の多様な手段を通じた憲法改正案の広報について、国民がこれに接する機会を十分に得られるよう、財政上の措置等を規定

- *国民が憲法改正案に関する理解と関心を深め、正確な情報に基づく多様な意見を踏まえて賛否の判断を行うことができるよう、国民投票広報協議会が行う憲法改正案の広報を充実強化

2 投票環境の整備等

総務大臣・中央選挙管理会等による投票環境の整備及び投票人の投票の意義・重要性に関する周知について規定

- *国民投票が憲法改正案について広く国民の意思を問うものであることに鑑み、投票環境を整備するとともに周知啓発を推進

3 多様な意見の公正かつ平等な紹介

あまねく全国各地域の様々な場における憲法改正案に対する賛成意見・反対意見の公正かつ平等な紹介等

- *国民が憲法改正案に関する多様な意見に接する機会を確保

三 国民投票と選挙との重複の回避

1 任期満了選挙との重複の回避

2 解散総選挙との重複の回避

- *憲法改正国民投票と、政権の在り方を争う国政選挙との混淆が生じないように（国民投票が政権に対する信任投票等とならないよう）、両者の重複を回避